

新旧対照表（抄）

○ 中央区長等の給料等に関する条例（昭和四十八年十二月中央区条例第二十七号）

新	旧
<p>第三条（略）</p> <p>2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費</p> <p>及び死亡手当とし、その額は、別表(二)による。</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 から4まで（略）</p> <p>5 （略）</p> <p>別表(二)（第三条関係）</p> <p>区長 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。以下「政令」という。）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「省令」という。）の規定により内閣総理大臣等に支給される額に相当する額</p> <p>副区長 政令及び省令の規定により指定職職員等に</p>	<p>第三条（略）</p> <p>2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費（外国旅行の場合における旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税並びに空港旅客サービス施設使用料をいう。）及び死亡手当とし、その額は、別表(二)による。</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 から4まで（略）</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、外国旅行において日当と旅行雑費とを併せて支給する事由が生じた場合は、日当及び旅行雑費を支給するものとする。</p> <p>6 （略）</p> <p>別表(二)（第三条関係）</p> <p>区長 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「法」という。）の規定により内閣総理大臣等のうち、その他の者に支給される額に相当する額</p> <p>副区長 法の規定により指定職の職務にある者に</p>

<p style="text-align: center;">新</p>	<p style="text-align: center;">支給される額に相当する額</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の中央区長等の給料等に関する条例第三條第二項及び別表(二)の規定は、この条例の施行の日以後に出發する旅行から適用し、同日前に出發した旅行については、なお、従前の例による。</p>
<p style="text-align: center;">旧</p>	<p style="text-align: center;">支給される額に相当する額</p>